

周南市地方就職学生支援金 申請に向けたチェックシート

支援金の申請にあたっては、対象要件全てを満たす必要があります。

①移住に関する要件

☒	No.	項目
☐	1	周南市に転入後、5年以上継続して居住する意思を有している
☐	2	大学の卒業年度において、東京圏※ ¹ にある下記の※ ² に掲載されている大学に在学し、当該大学を卒業見込である
☐	3	大学の卒業年度において、東京圏内に継続して在住している
☐	4	山口県内に所在する企業に就職することが内定している (但し、周南市に所在する 又は 周南市から通勤が可能な企業に限る)
☐	5	大学卒業後、4. の企業に就職する意思を有している

②就職先（内定先）に関する要件

☒	No.	項目
☐	1	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 2 項に規定する風俗営業者でない。
☐	2	暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等ではない。
☐	3	官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではない。
☐	4	申請者にとって、3 親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等ではない。
☐	5	1 週間の所定労働時間が 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就職する見込みである。

③その他の要件

☒	No.	項目
☐	1	申請者が暴力団等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有する者でない。
☐	2	日本人であること又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有している。
☐	3	その他市長が支援金の対象として不適当と認めた者でない。

(こちらもご確認下さい)

※1…東京圏に該当する市区町村



※2…該当する大学
キャンパス・学部一覧



(お問い合わせ・申請先)

〒745-8655

山口県周南市岐山通 1 - 1
周南市役所 移住交流推進課

TEL : 0834-22-8341

Mail : ijukoryu@city.shunan.lg.jp

(裏面へ続く)

[申請の流れ]

【1】 10/1 以降：県内企業（※周南市から通勤できる企業に限る）から内定を得る
 ↓ **《内定を得た県内企業への就職する意思や周南市に転入する意思を固める》**
 【2】 交付申請（以下の書類を準備し、郵送または持参）《申請〆切:当該年度の2月末》

☒	書類名
	周南市地方就職学生支援金交付申請書（別記様式第1号及び様式第1号別紙）
	写真付き身分証明書のコピー
	内定証明書（別記様式第2号）※内定企業に作成してもらってください。
	在学する年次が記載されている在学証明書
	交通費の領収書の写し
	住民票の写しなど移住元の住所が分かる書類
	その他、市長が必要と認める書類

↓

【3】 内容審査 ※申請に不備がなければ「交付決定通知書」を送付します
 ↓ 交付決定通知書とあわせて、下記の請求書を送付します
 【4】 請求書提出
 ↓ 周南市地方就職学生支援金交付請求書（別記様式第4号）を提出
 【5】 支援金振込
 請求書に記載いただいた口座に支援金を振り込みます

[対象経費及び支援金の額]

①対象経費

- 10月1日以降に採用の内定を受けた企業の採用面接又は採用試験を受けるために公共交通機関を利用して往復した際の交通費

②支援金額

区分	支援金の額
(1)内定企業の採用面接又は採用試験が山口県内で開催された場合	2万円（定額）
(2)内定企業の採用面接又は採用試験が山口県外で開催された場合	交通費の実費の2分の1の額と、2万円のいずれか低い額（100円未満切捨て）

※内定企業から当該採用面接又は採用試験時に交通費の支給を受けている場合は対象外となります

[支援金の返還]

次のいずれかの要件に該当する場合は、支援金を返還していただきます。

全額返還
申請内容に虚偽がある場合や居住や就業の実態がないことが明らかになった場合
交付申請の日から1年以内に要件を満たす内定企業への就業を行わない場合
交付申請の日から1年以内に本市へ転入しない場合（但し、既に住民票がある場合を除く）
要件を満たす内定企業への就職の日から1年を経過する前に退職した場合（退職日から3か月以内に要件を満たす県内の別の企業に就職する場合を除く）
本市への転入の日から3年を経過する前に市外へ転出した場合
半額返還
本市への転入の日から3年以上5年以内に市外に転出した場合